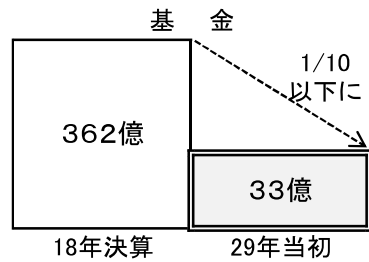


平成30年度予算編成方針のポイント

1. 28年度決算審査での意見等

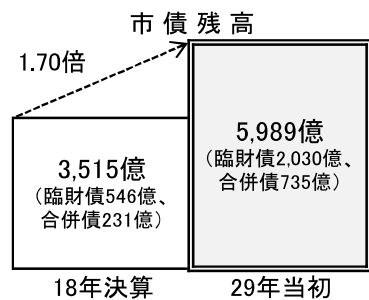
(1) 基金

- 年度間の財源調整である、主要3基金の基金残高は政令市移行後10年が経過し、1/10以下まで枯渇。
- 一般財源の見通しの甘さにより、当初予算と比べ60億円もの財源が不足。基金への積立を中止せざるを得ない状況が発生。
⇒ 緊急時、災害時に基金を活用した財政運営が困難。



(2) 市債残高

- 市債残高は5,989億円と政令市移行前に比べ1.70倍に達する。
- うち、普通交付税の振り替えである臨時財政対策債は3.72倍、合併特例債の残高は3.18倍となっている。
⇒ 人口減少、将来世代の負担を見据え、残高の抑制が必要。



(3) 内部統制体制、執行の適正化への課題

- 不正や事務誤りが発生
- 「最小の経費で最大の効果を挙げる」というコスト認識の欠如
⇒ 組織力強化や職員の資質向上により、市民からの信頼回復が急務。

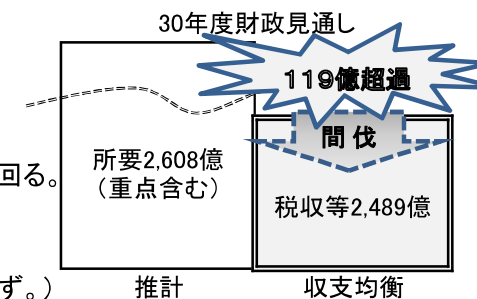
2. 30年度の財政見通し

(1) 国の動向

- 国の経済報告によると、「景気は緩やかな回復基調が続いている。」としている。
(一方、本市の税収環境は、景気回復といえる状況には至っていない。)
- 「経済・財政再生計画」及び「改革工程表」に則って歳出改革、歳入改革を加速。
- 消費税増収分の用途は、年内までに方向性。

(2) 本市の財政見通し

- 一般財源総額では、2,489億円と前年度と同水準。
- 税収面では、前年度比+99.8億円。教職員給与の税源移譲により所得割が、これまでの安定財源である固定資産税を上回る。
(ただし、影響除きでは前年度比△14.5億)
- 臨時債を含む実質的な交付税は、+12.5億円。
(難病事務移譲や公債費の伸びによる影響。実質増まで至らず。)
- 一方、所要財源は、2,608億円と前年度比+74億円(見直し効果△24億円含む)。
- 主な増要因として、公債費が+22.8億円、少子高齢化の進展などにより扶助費、補助費で+28.3億円の増。投資的経費では、学校整備や中央環状道路の整備などにより+10億円。
また、今後、北区役所の整備や市役所機能の古町移転も予定。



このままでは、30年度予算編成で『119億円もの財源不足』が発生。

3. 予算編成にあたっての基本的な考え方

全事務事業点検を活用した予算編成

- 基礎自治体として、全国一律で実施している堅持すべき事業等を除き、『廃止・休止』を前提に見直し。
【第1弾 約630事業420億円、第2弾 約550事業20億円(一財ベース)】
- 公共施設の運営は、施設カルテを活用し『受益者負担の視点』で分析、段階的見直しを実施。
【受益者負担率10%以下 181施設】
- 特別会計では、繰出し基準の対象経費や手法の見直しを行い、『一層の自立した経営』を推進。
【29年当初 公債費を除く繰出金 432億円】
- 歳入確保策では、負担の公平性の観点から、『収納率向上』を進めるとともに、広告収入等『新たな財源確保』に取り組む。
【28年度不能欠損 9.6億円(一般・国保・介護・下水)】

『にいがた未来ビジョン』3つの都市像
重点課題への対応と持続可能なまちづくりを推進

真に必要な事業選択を徹底し、限られた経営資源を注入
[事務事業点検を活用し、『全分野』にわたり事業の間伐を断行]

全庁による機運醸成と実行

『収支均衡を堅持した財政運営』
[これまでの基金に頼ってきた財政運営からの脱却]
同時達成
『少なくとも臨時債を除いたプライマリーバランスを黒字化』
[将来世代の負担を見据え、市債残高を段階的に縮小]

投資的経費の重点的な選択

- 施設の老朽化対策に目を配りながら、これまで以上に集約化・効率化の観点を重視。
- プライマリーバランスを意識した、優先度の見極めを行う。

職員配置の適正化・働き方改革の取り組み

- 総人件費を意識した、定員管理の適正化を実施。
- 業務のあり方や業務量の見直し。本来、公務員が行うべき仕事を精査し、外部委託化等を活用する。
- 会計年度任用職員制度移行(H32)に向け、非常勤職員や臨時職員の配置の適正化を推進。

執行段階における管理の適正化

- あらためて法令等の順守を徹底するとともに、事業実施においても、コストを意識した改善や精査を行う。
- また、生み出された財源は新たな事業展開に活用する。

平成30年度当初予算編成方針について

1 日本経済の状況及び国の動向

○ 国の月例経済報告によると、日本経済は、「緩やかな回復基調が続いている。また、先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」とされている。

○ このような中、国は「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定、いわゆる「骨太の方針」）を策定し、一億総活躍社会の実現に向け、働き方改革、人材への投資、地方創生、消費と民間投資の喚起を通じて「成長と分配の好循環」創り上げていくとしている。

経済財政諮問会議（7月26日）では、平成30年度国家予算の全体像として、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本方針のもと、「人づくり革命」の実現やエビデンスに基づく政策形成、制度の持続可能性の確保の視点を踏まえた予算編成の推進、歳出改革の着実な推進、歳入確保に向けた努力を踏まえ、「経済・財政再生計画」及び「改革工程表」に則って歳出改革、歳入改革を加速するとしている。

また、「平成30年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（平成29年7月20日閣議了解）においても、予算の重点化を進めるため、人材投資や生産性向上など注力する分野が示されたところである。

なお、今後、国の政策の拡充に伴い地方財政に大きく影響を及ぼす可能性があることから、動向を注視していく必要がある。

2 本市の財政状況及び今後の財政見通し

<本市の財政状況>

○ 政令市移行前（平成18年度末）に362億円あった基金残高（主要3基金）は、今年度末には33億円と、1/10以下に減少し、今後の財政運営の観点からは、危機的な状況である。また、一般会計における地方債現在高（臨時財政対策債を含む）は、平成29年度予算で5,989億円と増加傾向に歯止めがかかっていない。

○平成28年度決算では、見通しの甘さにより、歳入一般財源が約60億円下回ったことから、減収補てん債を活用したほか、旧市場跡地の売却に伴う基金積立を中止し、かろうじて実質収支を黒字化した。

- 基金については、直近3年（平成26年度から平成28年度）で、合計166億円を取り崩すとともに、平成29年度予算においても、実質的に43億円の基金（土地基金からの繰入を含む）を繰り入れる見通しであることから、現在の財政構造は、持続可能な財政運営を行っていくには限界がきている。

<平成30年度の本市の財政見通し（一般財源ベース）>

※歳入歳出は、現行制度を前提として一定の推計や、各部・各区からの増減調べに基づいて試算したもの

(単位 百万円)

歳 入			歳 出		
区 分	30年度 当初見込	29年度当初 からの増減	区 分	30年度 当初見込	29年度当初 からの増減
市 税	131,237	9,987	人 件 費	79,609	△ 625
地 方 譲 与 税	3,385	△ 1	公 債 費	61,919	2,281
利子割交付金等	22,648	△ 11,304	物 件 費	43,913	983
地 方 交 付 税	84,598	1,257	扶 助 費	30,377	1,755
地方特例交付金	810	280	補 助 費 等	31,087	1,075
宝くじ収益金	1,346	△ 150	そ の 他	4,363	△ 70
繰 越 金	1	0	積 立 金	2	0
繰 入 金	0	△ 4,365	小 計	251,270	5,399
退職手当債等	4,089	△ 11			
そ の 他	784	△ 190	建 設 事 業 費	8,520	996
合 計	248,898	△ 4,497	合 計	259,790	6,395
歳入歳出差引額			△ 10,892		

※義務教職員の税源移譲に伴う歳入は、H30年度より利子割交付金等（道府県民税所得割臨時交付金）から市税（個人市民税）へ振り替わる

※地方交付税は、臨時財政対策債を含む

※重点事業の一般財源を10億円と仮置きした場合

財源不足額 119億円

- 歳入における、本市の税収増は、平成30年度より義務教職員の権限移譲に伴う歳入分が道府県民税所得割臨時交付金から個人市民税（所得割）に振り替わる影響によるものであり、実質的には伸びていない。臨時財政対策債を含む実質的な普通交付税は、公債費の増加などにより、増収となるものの、繰入金を除いた場合、一般財源総額は前年度と同水準となる。

- 一方、歳出においては、引き続き公債費や少子高齢化の進展による扶助費、補助費

といった義務的経費のほか、学校整備などの建設事業費が増嵩するなど、現時点では歳入歳出の差引による総計で約119億円の収支不足が生じるものと見込んでいる。

- 今後も、社会保障関係費や公債費が増加するほか、市役所機能の移転などによる建設事業、施設の老朽化による維持補修費の増加などが課題となることから、これらを考慮した財政運営を行う必要がある。

3 予算編成にあたっての基本的な考え方

<本市が目指す方向性に沿った事業に予算を重点配分>

今後、急激に進む人口減少、少子・超高齢化に向け、「にいがた未来ビジョン」と「新潟市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を重ね合わせて推進するとともに、「新潟広域都市圏ビジョン」に掲げた広域的な視点や、開港150周年を契機とした「みなとまち新潟」の視点を加え、持続的なまちづくりを進め、安心して健康な暮らしとまちの発展を実現する「安心政令市にいがた」の確立に向けた取組みを強化する必要がある。

<真に必要な事業選択を徹底し、限られた経営資源を注入>

。市税をはじめとする歳入一般財源の大幅な伸びが期待できない中、収支均衡に向けて、これまで、「全事務事業の自己点検」「事務事業の個別点検」を実施し、一定の効果を生み出したが、現状のままでは、想定される財源不足を埋め切れないため、予算編成過程において、事業の休止や廃止を含むさらなる行財政改革を徹底する。

。全分野にわたる行財政改革の徹底、いわゆる「事業の間伐」を断行するなど真に必要な事業選択を徹底したうえで、限られた経営資源を注入し、収支均衡を堅持した財政運営と、本市の財政目標であるプライマリーバランスの黒字化を同時に達成させる。

4 予算編成の基本方針

(1) 基本的事項

- 。 「にいがた未来ビジョン」の実現に向けた取組みや、「新潟市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえた取組みを予算編成に反映する。
- 。 持続可能な行財政運営を行っていくため、踏み込んだ見直しに着手し、行財政改革で生み出された効果を重点的に取り組むべき課題の事業化に充て、限られた経営資源を有効活用する。

(2) プライマリーバランスの黒字化

- 将来世代に過度な負担を強いることのないよう、市債は特定財源という考え方を改め、後年度に一般財源から公債費負担をしなければならないことを念頭に、真に必要な適債事業に限る。
- 国の経済対策で有利な財源を活用し、補正で前倒しする場合においても、決算ベースでのプライマリーバランスを黒字化していく観点から、当初予算においては、相当額の圧縮を行う。

(3) 踏み込んだ行財政改革の実施

- 本市の行財政改革の理念や、これまでの取り組んできた事務事業点検の過程等を踏まえ、休止・廃止を含む踏み込んだ事業の見直し・改善を行うとともに、下記の項目に留意しながら、その成果を平成30年度予算に反映させる。
 - ① 「新潟市行政改革プラン2015」に掲げた各種施策の取り組み状況について、予算編成に反映する。
 - ② 「見直し事業」として選定された事業は、下記に示す、全市統一の「見直しの視点」に従って、社会情勢などを鑑み、事業の必要性をこれまでの手法にとられることなくゼロベースで再考し、歳入歳出の両面にわたり、見直しを前提とした予算編成を必須とする。

【見直しの視点】

視点1 他都市に比較した、サービス水準の適正化

(着眼点)

- ・ 先進的に実施する事業においても、実績と効果から継続の必要性を分析
- ・ 社会的実情にあわせ、事業効果が乏しいものは整理・縮減
- ・ 市単の補助金等で国の想定額との差を賄っている事業は段階的縮小

視点2 適正な受益者負担の実施

(着眼点)

- ・ 国の制度設計上、本来、一定の受益者負担が見込まれる事業の見直し
- ・ 受益者が限定されるイベント・講習は有料化

視点3 重点事業に向けた関連事業の集約化、既存事業の廃止・休止

(着眼点)

- ・ 重点事業の財源確保に向け、既存事業の整理を徹底

視点4 モデル事業の見極めや制度開始以来、長期間、見直しを実施しない事

業の廃止・休止

(着眼点)

- ・事業開始当初に設定した目標の達成状況の見極め
- ・類似事業が充実したことにより、事業目的や内容に重複がないかを分析

視点5 隔年実施が可能な事業

(着眼点)

- ・毎年、継続して実施しなければならない意義を再考

視点6 類似事業の集約化による整理統合

(着眼点)

- ・市民に分かりやすい事業体系となるよう関連事業を整理統合

視点7 補助率 1/2 を超える市単補助金、補助金や繰出金の対象経費の見直し

(着眼点)

- ・初期の目的を達成しているものは廃止
- ・対象経費が増加傾向にあるものは、内容を精査

視点8 施設の管理運営経費の見直し

(着眼点)

- ・利用者数の推移、事業効果を踏まえ、施設の統廃合と営業日を縮小

視点9 非常勤・臨時職員の配置を含め、業務全体の運営方法の見直し

(着眼点)

- ・業務全体を見直し、委託化やICT化などの手法を導入

その他 内部事務の精査による見直し

- ③ その他の事業においても、社会情勢は日々変化していることから、法令、条例、計画により、事業の実施が義務化されている事業を除く、すべての事業について、廃止・休止を前提に事業内容を見直し、予算編成を行う。

(4) 適正な受益者負担と歳入確保に向けた取り組み

- 歳入予算の見積りにあたっては、過去の実績、今後の見通し等の分析調査を行う。また、市税等については、収納率の向上と適正な債権管理が大前提であるため、現状維持の徴収手法にとどまらず見直しを行う。
- 国の制度設計上、本来、一定の受益者負担が想定されているものは、市の制度設計の変更を行い予算化する。
- 事業の性格と受益者負担の原則を考え、公共施設の運営においては、施設カルテを活用し、経年比較や、利用度、コストを類似施設との比較などを通じ、多角的に分析し、段階的な見直しを実施するとともに、イベントや講習など受益者が限られる事業は、原則、有料化とする。

- 広告収入の確保など新規の財源確保の可能性のある事業は、必ず、活用をする。

(5) 適正な歳出予算の編成

- 職員一人ひとりがコスト意識をもって、「事業・施設のコスト分析とコスト削減に向けた見直し」や「民営化や民間委託の推進」を行うことにより、財源をより一層効率的、効果的な活用する。
また、事務の合理化及び組織の簡素化を積極的に進め、人件費を抑制する。
- 新規施設の整備に向けて基本構想、基本設計等を予定している場合は「財産経営推進計画」の基本方針等の考え方を踏まえ、施設中心のサービスから機能中心に転換し、施設総量の削減を進めることや施設を多機能化・複合化して活用度を上げる施設最適化、民間施設の活用などといったファシリティマネジメントの考え方にに基づき、予算要求を行う。
- 平成29年6月7日付新財活第87号「施設整備に関する事前協議制度について」で通知したとおり、平成30年度に基本構想、基本設計等を予定している新規施設等の予算編成については、ファシリティマネジメントの取組みを進めるため、事前協議に諮る。
- 施設の新設や規模や設備の内容等の拡大は、後年度における義務的な財政負担を増大させることから、その仕様はもとより、将来、一般財源で、負担することになる公債費や管理費など必要経費の算定を予算編成段階で詳細に算定を行うこととする。
- 一部事務組合負担金等については、コスト削減等財政運営の合理化を求めることとする。
また、特別会計及び企業会計についても、独立採算制の原則を堅持し、総務省が定める繰出基準に沿って、一般会計との負担区分を明確にするとともに、収益の確保及びコスト削減など積極的に経営の合理化と健全な財政運営を行う。
- 旅費については、安易に前年度予算または前年度実績並みの計上をすることなく、下記を留意のうえ出張計画の見直しを行うこと。
 - ・出張用務については、その内容や効果、業務の必要性等を十分に精査し、取捨選択する。
 - ・出張に代え、電話や郵送等の手段で業務の遂行が出来ないか、再考する。
 - ・出席人数や出張人数を必要最小限とする。

- 各種審議会や実行委員会など会議の運営にあたり、必要最低限な回数で算定するとともに、人件費もコストであることを踏まえ、出席人数と開催時間の適正化と資料の事前配布など会議の円滑化に向けた工夫を施す。

(6) 国・県の動向の的確な把握と対応

- 近年、国・県の制度改正などにより、補助金等の特定財源が縮減傾向となっていることから、これらの動向を的確に把握し、予算編成に反映させる。
- また、財源的に国・県の肩代わりをする余裕がないことに十分留意するとともに、国・県との経費負担については、法令に則して適正を欠くことがないように留意する。

なお、今後の国・県の予算編成状況によっては、市の予算編成に大きな影響を及ぼすとともに事業内容を大幅に見直さざるを得ない場合もあることから、国の経済対策等の補正予算を含め、状況を十分に把握し、機動的に対応できるよう情報収集を行う。

5 予算配分の基本的な考え方

- 上記を踏まえ、行財政改革を通じて、効果の薄い事業は見直し、より効果の高い事業に経営資源を振り向け、全体として市民サービスを確保するという考え方で臨む。特に、歳出の増、歳入の減を伴う新規・拡充分は、既存事業の廃止・見直しや新たな財源の確保をすることを基本とする。
- 法定事業・債務負担行為など義務的に執行しなければならない事業に充当する一般財源は、所要見込額を全額配分する。

(1) 個別算定予算

① 重点事業

- 全庁的に実施する事業の見直しで生み出される限られた財源をベースに、可能な限り優先的に配分を行う。
- 具体的な配分額については1月上旬を目途に通知する。

② 見直し事業

- 「見直し事業」については、見直しがなされていない事業の予算配当は行わない。
- 視点に沿った見直しが認められ、一定の見直し効果額が見込まれる場合は、原則、原案どおり査定する。ただし、全体最適の観点から調整を行う場合もある。
- 必要経費を個別に算定のうえ1月上旬を目途に配分する。

③ 非常勤職員・臨時職員経費

- 働き方改革, 行財政改革の視点から市役所全体の業務量を圧縮することを鑑み, 正職員との役割分担や配置の必要性を再検証した後, 必要額を配分する。
- 必要経費を個別に算定のうえ1月上旬を目途に配分する。

④ その他行政経費及び建設事業

- 必要経費を個別に算定のうえ1月上旬を目途に配分する。

⑤職員給与費

- 必要経費を個別に算定のうえ12月下旬を目途に配分する。

(2) 部・区長配分予算

各部・区長への配分額については, 施設の管理に支障をきたさないよう, 施設管理費やシステム運用経費, 法律等で義務付けられた経費に配慮するなど, 前年度に引き続き, 経費の性質を勘案し財務課が決定して配分する。

財源推計に基づく一般財源歳入	
個別算定予算で必要と見込まれる一般財源	部・区長配分予算

○ その他

今後, 諸般の変化も予想されるので, その動向によっては編成方針の一部変更または追加もありうる。

6 配分予算の適正執行について

- 配分予算の執行にあたり, 新潟市財務規則, 新潟市契約規則, 新潟市補助金交付規則等に基づいた, 適正な経費の執行と事務誤りの防止に向けたチェック機能が働くよう所属内で点検, 確認を徹底すること。また, 法令や規則は随時変更されていることから, 例年同様の処理を安易に行うことはしないこと。
- 原則, 予算化された特定財源(国, 市債, その他財源)が確保できない場合は, 特定財源に見合った事業費を執行上限とすること。市民サービスへ影響がある場合など上限を超えて, 執行する場合は, 財務課と協議すること。
- 補助事業にあたっては, それぞれの補助金交付要綱に記載されているように予算

の範囲内で交付すること。

- 市税, 手数料, 使用料等の徴収事務や国庫補助金等にかかる事務の執行については, 業務手順の再確認と担当者以外の定期点検を徹底すること。
※平成27年6月5日付新行経第116号, 新財第108号「国庫補助金等に係る適正な事務の執行について」参照
- 予算の執行にあたっては, 本来, 市が経費を支出すべき内容なのかを考え, 目的とその効果を見極めたうえで執行すること。長らく慣例で負担していた経費であっても, 同様である。